

## 平成29年 第2回（食と観光対策特別委員会）開催状況

開催年月日 平成29年5月17日（水）  
 発言者 日本共産党 佐野 弘美 委員  
 報告者 観光振興監、観光局長、観光局参事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 宿泊業における働き方改革について</b>                      私からは宿泊業における働き方改革について伺います。</p> <p><b>（一）アンケートの目的等について</b>                      （佐野委員）                      経済部は2月に、「宿泊業従業員の働き方改革に向けて」というパンフレットを作成しました。「非正規労働者正社員化・処遇改善促進事業」によるものですが、この事業の意義、宿泊業における働き方についてアンケート調査を実施した目的は何か、まずお答えください。</p> <p><b>（二）雇用形態別の従業員数と比率について</b>                      （佐野委員）                      非正規雇用が多く、不安定で人手不足が深刻という背景があつての調査とのことですが、パンフレットには、雇用形態別の従業員数と比率が示されていません。正規雇用者、非正規雇用者の数、比率はどうなっているのでしょうか。また、人手不足対策として、「海外の労働力の活用」をあげている事業者が1割あるのですが、外国人労働者の雇用形態はどうなっているのか。外国人実習制度による従業者もいるのか伺います。</p> <p>（佐野委員）                      正規従業員4割に対して非正規従業員が6割と、正規雇用が少ないことが明らかになりました。                      また今回の調査とは別ですが、外国人労働者も一定数従事していることがわかりました。実習生の抜本的な処遇も問題になったこともありましたが、彼らへの処遇も全体の雇用状況に大きく影響すると考えられますので、全体の状況と併せてこちらも注視して頂きたいと思います。</p> <p><b>（三）従業員の過不足について</b>                      （佐野委員）                      正規雇用の「不足」が33.8%に対し、非正規の「不足」が42.2%と上回っています。正規雇用より、むしろ非正規雇用に重きを置いている要因について、経済部としてどのように分析しているのでしょうか。</p>	<p>（観光局参事（内藤））                      今回のアンケート調査の目的等についてでございますが、本道の宿泊業は、非正規労働者の占める割合が高く、就業時間が不規則であるなど不安定な雇用形態を背景といたしまして、人手不足が深刻化しており、今後、増加を見込む観光客の受け入れ体制に懸念が生じているところでございます。</p> <p>このため、アンケート調査により、宿泊業における就業環境の実態を把握いたしますとともに、従業員の処遇改善事例の収集などを行い、宿泊業の人手不足の解消に向けて、非正規労働者の正社員化や処遇改善例を取りまとめ、普及啓発を行うこととしたところでございます。</p> <p>（観光局参事（内藤））                      雇用形態別の従業員数などについてでございますが、事業主に対する調査におきましては、1施設当たりの平均の従業員数は正規雇用が11.1人、非正規雇用が17.5人となっており、その割合は正規雇用が約4割、非正規雇用が約6割となっているところでございます。</p> <p>また、人材不足の解決手段として取り組んでいることとして、事業者の10.3パーセントが「海外の労働力の活用」と回答しているところでございます。</p> <p>なお、北海道労働局が公表いたしました平成28年10月末現在の「外国人雇用状況の届出状況」調査によりますと、宿泊業及び飲食サービス業では、外国人技能実習生112名を含め、外国人労働者は1,476人となっているところでございます。</p> <p>（観光局参事（内藤））                      従業員の過不足についてでございますが、今回の調査結果によりますと、非正規雇用が不足と回答した施設は正規雇用が不足と回答した施設より多くなっているところでございます。</p> <p>この差異が生じている理由につきまして、今回の調査で把握しているものではございませんが、企業におきましては、労務コストの削減や業務量の変動調整などから、一時的・臨時的な労働力として、非正規労働者を雇用しているなど、それぞれの企業がそれぞれの状況に応じて判断しているものと考えられるところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(佐野委員) 企業がそれぞれの経営判断で雇用条件を決めるのは当然ですが、その条件が労働者にとってどうか、ということを知ることが重要と考えます。</p> <p><b>(四) 賃金の実態について</b> (佐野委員) 従業員調査で「改善してほしい」項目の第1位、41.1%が「給与が低い」ことです。そこで伺いますが、事業主調査と従業員調査において、賃金の実態は正規・非正規それぞれ、どのようになっているか。また、賃金構造基本統計調査におきます道内の産業全体と比べて、宿泊業はどのような水準となっているのか、伺います。</p> <p>(佐野委員) 正規雇用でも300万円未満が44%、非正規の4割近くが100万円未満とは、大変衝撃的な数字であります。働いてもまともに暮らせない、この事実を重く受け止めるべきです。</p> <p><b>(五) 正規への転換について</b> (佐野委員) 従業員アンケートでは、正規従業員への転換を「希望する」16.9%に対し、「希望しない」は50.6%、その理由が「労働時間が長くなる」32.1%で第1位でした。 そこで伺いますが、事業主調査と従業員調査において、正規従業員の労働時間（所定内、時間外）はどうなっているのでしょうか。毎月勤労統計における全産業平均と比べてどうなっているのかお答えください。</p> <p>(佐野委員) 事業主に対する調査でも、全産業より労働時間が長く、また宿泊業・飲食サービス業での労働時間はさらに全産業を大きく上回るということをお答え頂いたと思います。</p>	<p>(観光局参事（内藤）) 賃金の実態についてでございますが、従業員に対する調査におきましては、正規雇用の従業員の年収は、200万円以上300万円未満が44.0パーセントと最も多く、非正規雇用の従業員の年収は100万円未満が37.6パーセントと最も多くなっているところでございます。 一方、平成28年の賃金構造基本統計調査におきましては、全産業の常用労働者のうち一般労働者の年収は約417万円、短時間労働者の年収は約106万円となっており、このうち、宿泊業及び飲食サービス業の一般労働者の年収は約297万円、短時間労働者の年収は約79万円となっておりますことから、宿泊業及び飲食サービス業の労働者の年収は全産業の平均より低い水準にあると考えられるところでございます。</p> <p>(観光局参事（内藤）) 労働時間についてでございますが、事業主に対する調査におきましては、1人当たり年間の所定労働時間は約1,971時間、所定外労働時間は約191時間、総労働時間は約2,162時間となっているところでございます。 一方、平成28年の毎月勤労統計調査によりますと、全産業の一般労働者の年間所定労働時間の平均は約1,885時間、所定外労働時間は約159時間、総労働時間は約2,044時間となっており、このうち宿泊業及び飲食サービス業の一般労働者の年間所定労働時間は約1,986時間、所定外労働時間は約137時間、総労働時間は約2,123時間となっておりますことから、宿泊業及び飲食サービス業の労働者の労働時間は全産業の平均より長いと考えられるところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 宿泊業における処遇の改善について (佐野委員) これまでの答弁の中で、宿泊業は、非正規労働者の比率が高く、全産業と比較して労働時間が長く賃金水準が低いことがわかりました。今後の非正規労働者の正社員化や処遇改善に向けて、道として、どのように取り組んでいくのかを伺います。</p> <p>(佐野委員) 大変厳しい実態にあることを踏まえて、取り組んでいただくよう求めます。</p> <p>(七) 宿泊業における働き方改革について (佐野委員) 最後に、宿泊業における働き方改革について伺います。 知事は観光をリーディング産業と位置付けていますが、「2020年までに外国人観光客を500万人に」というような数値目標の追求では、薄利多売で利益が上がらないという悪循環に陥る可能性が大きいと考えます。宿泊業を含む観光分野で働き方改革を進めるには、サービスの質の向上、また、一番身近な観光客である道民の所得が向上することが必要と考えます。経済部そして道庁全体としてどのように取り組むのかお答えください。</p> <p>(佐野委員) 以前、観光関係者との懇談の中で適正価格を引き上げる苦勞が語られていましたが、適正価格の維持も雇用を守る上で重要です。近年民泊が話題になっていますが、宿泊業者の努力も雇用も壊しかねない事態であり、今回の調査とは別であります。民泊の問題も非常に重要であると考えます。 観光業者等の意見も聞きながら国の制度を待つばかりではなく、本道にとって必要な規制や対策を検討し、実施に取り組むよう求めたいと思います。 北海道の観光地としての魅力を高めるためには、働く人たちにとっても誇りと愛着を持って長く働き続けられるという意味での魅力的な職場であるべきです。そのために各施策・各分野におきまして目標を持って取り組まれるよう求めまして、私の質問を終わります。</p>	<p>(観光局長) 宿泊業における非正規労働者の正社員化などに向けた取組についてでございますが、道では、昨年度取りまとめました宿泊業の実態調査結果や処遇改善例を踏まえ、ほっかいどう働き方改革支援センターにおいて、個別企業からの相談に対応していくこととしております。 また、モデル企業を選定し、非正規労働者の正社員化や労働時間の短縮、給与水準の向上などについて実践し、事例を集積するなどして、宿泊業における働き方改革の取組を進めるに当たっての具体的な改善項目や手順などの標準化を行い、モデルとなる改革プランを作成し普及啓発を行って、非正規労働者の正社員化や処遇の改善につなげてまいります。</p> <p>(観光振興監) 観光分野における働き方改革についてでございますが、観光を本道のリーディング産業としていくためには、魅力ある観光地づくりやホスピタリティの向上などに努める必要があります。宿泊業において、質の高いサービスを提供するには、従業員の職場定着を図ることが重要と考えております。 このため、道では、事業者の経営環境の改善に資するよう、観光の通年化への取組を進めますほか、学生や求職者を対象とした宿泊施設でのインターンシップや、観光従事者向けの接遇の研修を実施するなど、観光人材の確保やサービスの向上に取り組んでいるところでございます。 道といたしましては、今後とも、観光需要の拡大と観光振興による本道経済の活性化に積極的に取り組み、道民所得の向上や、観光産業の育成に努めてまいります。</p>